

一、もろ村入町

右大佛殿之釘・かな物之御用として、諸國在々百姓共之刀・脇指を改候而可上之旨被仰出候間、在々家並ニ刀・わきざし・鑓・銃炮有次第可出候。若かくし置ニおいては、後日ニ聞出候共可成敗候。給人として急度令糺明可上之候。其上村々のおとな百姓お山へ召出、せいしさせ可上候也。

(天正十六年) 十一月六日

(前田利家) 在 印

青木善四郎殿

長田猪介殿

(この文書に列記せる邑名は凡て羽咋郡土田庄なるが故に、そのもろおか町といふものは、諸岡比古神社の所在地たる後の二所宮村を指すものゝ如し。)

【三輪文書】

一九八九

大佛殿の釘・かな物の爲御用、國々在々百姓共の刀・脇指を改候て可上旨被仰出候間、代官所々在々家並に、刀・

脇指・鑓・銃炮有次第可出候。若かくしおくにおいては、

後日ニ聞出候共可成敗候。急令糺明可上候。其上村々のおとな百姓共ニせいしをさせ可上候也。

(天正十六年) 十一月六日

(前田利家) 在 印

(吉宗) 三輪藤兵衛殿

(直孝) 大井久衛殿

十一月三十日。前田利家、越中新川郡岩崎立山寺及び芦崎中宮寺に、各百俵の地を寄進す。

【雄山神社文書】 越中

一九九〇

岩倉村之内を以、立山權現を爲新寄進百俵進之候。全可有寺納、諸堂被爲造營、祭禮勤行不可有油斷候。仍寄進狀如件。

天正十六年 十一月晦日

(前田) 筑前守 利家 在印

立山寺 衆徒神主中

【天正錄】

一九九一

當村之内を以、姥堂を爲新寄進百俵進之候。全可有寺納。諸堂伽藍成次第被加修理、勤行等不可有油斷候。仍寄進狀如件。

天正十六年 十一月晦日

筑前守 利家 在印

立山仲宮寺衆徒社人中

十二月五日。前田利家、羽咋郡各村に、産駒の税を調査納入せしむ。

【國初遺文】 一九九二

國中駒錢之事、如最前其村々として令糺明可出之候。上使ニて出し候へば、村の可爲造作候條、れんみんとし

て如此候。少も無沙汰ニおいては、地下のきもいりとして百姓共曲事たるべき者也。

(前田) 家 在印

天正十六年 十二月五日

羽喰郡中

天正十七年 己丑 紀元二二四九

天正十七年 六月廿五日

六月廿五日。前田利家、上杉景勝に、不日その上洛せんとするを報す。

【上杉家文書】 一九九三

(佐藤) 佐州被屬一篇之旨御飛札、先以珍重、御手柄不及申候。殊逆徒相集所、即時追崩被討果候段、心知能御備、都鄙御外聞不可過之候。最前如申伸候、定手間入申間敷与存候つる。我等迄満足不斜候。隨而自湯治二三日以前罷歸候。一段令相當平復躰候間、可御心安候。御取紛中示預、別而難申盡候。就中今度若君様被成御誕生、諸國之各罷上御禮被申上候。拙子も近日可致上洛候條、其國之様子於御前一々可申上候。被明御隙候間、頓而御上待入存候。猶期後音之時候條、不能細筆候。恐々謹言。

(天正十七年) 六月廿五日

羽 筑 利家 在判

上杉彈正少弼殿

御返報